

## 平成27年度第3回岩倉市総合教育会議議事録

1 日時 平成28年2月25日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 市役所7階 第3委員会室

### 3 出席者

#### (構成員)

岩倉市長	片岡 恵一
岩倉市教育委員会	
教育長	長屋 勝彦
教育長職務代理者	井上 隆義
教育委員	熊沢 辰巳
教育委員	江口 雅啓
教育委員	丹羽 礼子
教育委員	松本 恵

#### (構成員以外の出席者)

総務部長	奥村 邦夫
教育子ども未来部長	山田 日出雄
学校教育課長	石川 文子
学校教育課管理指導主事	有尾 幸市
学校教育課主査	今枝 かづき
生涯学習課長	片岡 和浩
秘書企画課長	長谷川 忍
秘書企画課主査	小出 健二
秘書企画課主事	渡邊 拓己

#### (傍聴者)

0名

### 4 会議内容

午後2時 開会

## (開会)

秘書企画課長

皆さんこんにちは。

時間になりましたので、ただ今から、第3回岩倉市総合教育会議を始めさせていただきます。私は秘書企画課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いします。

本日の会議の次第、そして右肩に資料番号が振ってありますが、資料1 岩倉市の教育等に関するアンケート調査＜調査結果報告書・概要版＞、資料2 岩倉市の教育等に関する団体ヒアリング調査＜中間報告＞、資料3 岩倉市教育振興基本計画（骨子案）、資料4 岩倉市教育振興基本計画 施策体系（案）、資料5 岩倉市いじめ防止基本方針（素案）でございます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、片岡恵一岩倉市長からごあいさつ申し上げます。

## (市長あいさつ)

市長

皆さま、こんにちは。本日はご多忙な中、第3回岩倉市総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

地方創生という言葉は皆さんも耳にされていると思いますが、人口減少に歯止めをかけるべく、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、岩倉市においても、今年度中にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。総合戦略案では、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という基本目標の中で、「特色ある教育の推進」を施策として掲げ、教育振興基本計画の策定も位置づけています。そうしたことから岩倉らしい教育振興基本計画、また、大綱にしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

本日の会議では、第2回の会議においても議題とさせていただきました「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」と「いじめ防止基本方針について」を議題とさせていただいて



の健全育成です。一方で、重要だが満足度が低いというものには教職員の指導力、道徳・人権教育、確かな学力、健康教育や体力づくり、放課後の子どもの居場所づくりといったものがありました。こういったところは今後重点的に取り組む必要があると読み取ることができます。

続いて7ページですが、5年前と比較した子どもの環境については「子どもの礼儀やマナー」「子どもの元気さ」「学校の施設・設備」は市民・保護者ともに良くなっていると感じられております。また、悪化していると感じられる部分については「教育格差」、保護者にとっては「地域の安全性」となっています。8ページの、子どもたちにどのようなようになってほしいか、というところでは、子どもには「思いやりがある」「ルールやマナーを守る」という答えがもっとも多くなっています。9ページでは、子どもの教育で関心があることについては、「基礎学力の向上」「健康づくり・体力の向上」があげられております。10ページの子どもの教育に関して市が力を入れるべきだということについては、「様々な体験ができる機会」「大人への教育」「子どもたちへの相談対応」があげられております。

11ページからは「地域教育」についてです。地域の大人と子どもの関わりということで、市民・児童生徒アンケートに基づいたものとなっております。あいさつについては、大人よりも子どもの方がより積極的に行っている、という結果が出ております。地域の子どもの関わりを持っていないと答えた大人は31.0%となっております。

15ページからは「家庭教育」についての調査結果です。保護者の悩みについて、児童保護者の13.9%、生徒保護者の18.1%が「日常的に悩みを抱えている」という回答をしております。悩みの内容としましては、学力、しつけ、最近の話題である携帯電話やスマートフォンに関することがあげられております。保護者の悩みの相談相手は誰か、というところでは「家族」「友人」「子どもの友達の保護者」が多いという結果となっております。17ページの子どものふだんの生活についてですが、子どもと母親とのつながりが強く、小学生は家族とのコミュニケーションを求めているという結果が出ております。

19ページ以降は「学校教育」についてです。子どもたちの学校の満足度ですが、友達との関係、先生との関係、授業の内容、クラスの

雰囲気がございますが児童生徒ともにすべての分野で概ね満足していると言えます。ただし、クラスの雰囲気といった項目については、約1割が残念ながら不満を感じているという結果になっています。また、大部分の児童生徒は学校が楽しいと感じているという結果が出ておりまして、大変喜ばしいことです。ただし、楽しくないと感じている児童生徒もいるというところで、小学生は友人関係、中学生はやりたくないことの多さとなっています。子どもの悩みについてですが、主な相談相手は小学生が「母親」、中学生が「友人」となっています。小学生と中学生を比較すると、小学生は父親や担任の先生といった割合が高くなっておりまして、中学生では担任以外の先生、おそらく部活動の先生などの割合が小学生に比べると高くなっておりまして、学校への希望について、小学生は「体験学習などをたくさんしたい」、中学生は「クラブ・部活動をたくさんしたい」という、自分の好きなこと、したいことといった希望が多くなっています。こういった学校教育の充実のために必要だと思う取組ですが、学校教育に対し、市民は心の教育やいじめ対策、保護者は子どもたちの学力向上等を求めている、市民と保護者で求めているものが少し違っています。

25 ページ以降は生涯学習活動等についてです。生涯学習活動をしていると回答した人の割合が47.7%となっており、残念ながら国の調査結果よりも低いという結果となっております。生涯学習をしたことがある人は、87.8%が活動を続けたいと思っており、また、生涯学習をしていない人で、今後活動したいと思っている人は40.6%となっております。

「文化・スポーツ活動」については、文化・芸術活動の充実のためには「文化、芸術にふれられる機会の充実」が、スポーツ活動の充実のためには「スポーツイベントや大会の開催」が必要と感じられております。

30 ページは「図書館や読書活動」についてです。図書館を利用していない市民が多いという残念な結果となっております。また、図書館に求められているものは「図書や雑誌の充実」といった回答となっております。図書館をどれくらい利用しているか、というところでは過去1年間に利用したことがある人の割合は32.3%となっております。ここ1年のところでは利用していないと回答したのは33.2%、

一度も利用したことがないと回答したのは29.5%となっております。利用したことがない人の割合が高いということがわかります。児童生徒アンケートでは、ほぼ毎日本を読んでいるという割合は約2割程度となっております、中学生になるとほとんど読まない割合が高いという結果となっております。

子どものスポーツ活動についてですが、小学生の半数近くが学校以外のスポーツクラブに加入しています。中学生の運動頻度については、「ほとんど毎日」と「しない」がともに小学生より高くなっており、二極化の傾向がみられます。運動部に入っているかいないかの違いだと思われれます。また、今後やりたいスポーツは「テニス」「バドミントン」という結果が出ております。

子どもの文化活動については、今後取り組みたい文化活動は小中学生ともに「料理」という結果が出ております。

34ページからは岩倉市への愛着や誇り、将来の意向についてです。市民の80.3%が岩倉市に愛着を感じ、児童生徒の69.1%が「岩倉市を好きだ」と回答しております。岩倉市の特長や誇りとして最も認識されているのが、安全安心な暮らしやすい生活環境という調査結果が出ております。また、将来に希望を持っている子どもの割合は小学生で80.4%、中学生になると少し低くなりまして、63.2%となっております。「岩倉市に住み続けたい」、または「一度市外に出てもまた戻りたい」と思う割合は小学生で64.9%、中学生で52.6%となっております。

以上、資料1のアンケート調査結果についての報告をさせていただきました。

続きまして、資料2になります。関係団体に対するシートでのヒアリング、また、シートに加え、聞き取りのヒアリングをさせていただきました。こちらは、その中間報告となっております。日時の関係で日程調整に時間がかかり、書類の取りまとめが間に合わなかったというところですので、今回は中間報告という形での報告をさせていただきます。

関係団体からは、日頃の活動における問題点等があげられました。1ページに調査対象となっている団体が記載してあります。様々な区分に所属した団体に調査を実施させていただきました。調査結果の内

容が1ページ以降のところとなっております。少し簡単に説明させていただきます。

家庭教育・幼児教育につきましては、本来家庭で行うべきしつけが家庭でなされず、保育園、幼稚園、認定こども園といったところに任せられてしまっているのもう少し家庭での教育をしっかりしたほうが良いという課題があります。また、小学校への移行をスムーズに行いたいということで、連携を図る必要があります、対応を強化していきたいという報告がございました。

また、地域教育の関係では、父親に対して地域参画の必要性の啓発活動が必要ではないか、また一過性ではなく恒常的多世代交流が必要だということがあげられております。

6ページ以降の外国籍市民・児童生徒の状況について、「岩倉市は外国籍市民の割合が大きく、学校において日本語指導が必要な児童生徒が増えている」状況となっております。さらに、日本語指導及び母語指導も岩倉市は取り組んでおりまして、全国的にも注目をされている状況ではございますが、いろいろ活動の中で課題があげられております。

子どもは日本で生まれ育ったり、また日本に来てから日本語を習得する児童生徒は多いんですが、親は仕事に忙しくて日本語を学ぶ機会がないというところで、「日本語が喋れずに子どもと親との共通の言語がなかなか持てず、コミュニケーションがうまくとれないという」課題が出てきております。教育観の違いで、小学校、中学校までは通うが、その後は高校に行かずに働くと考えている親が多かったりとか、教育費の問題ですとか、そういったところを伝えるのが難しいという課題があげられております。

14ページでは、高等学校についてということで、市内にあります岩倉総合高校に調査をさせていただきまして、小中学校、地域、家庭との連携を強化して、地域貢献につなげていきたいということがあげられています。せっかく市内に高等学校がありますので、いろいろつながりを持って、関わっていったらと思っております。

続いて、15ページは障がいのある人、児童生徒についてとなっております。障がいがある子どもだけの関わりではなく、現在その保護者も障がいがあったりすることで、その世帯を支援しなければなら

い状況が増えています。ボランティアの不足やイベントなどに参加しやすい取組や配慮、ソフトとハード両面での配慮が必要だと考えられています。

16 ページからは生涯学習活動についてとなっております。生涯学習施設については、施設の利用時間に関する課題があげられております。施設の閉館時間は9時までが多いが、もう少し延ばすことができないかということや、市内と市外の利用者で料金設定を変えたらどうか、といったようなことがあげられています。

19 ページからは文化・芸術活動についてとなっております。こちらで課題としてあげられているのは、それぞれの団体において高齢化が進んでいるので、若い世代の人材育成が急務であるということです。

21 ページからはスポーツについてとなっております。課題としては料金設定に差をつけることなどがあげられております。様々なイベントについて、例えば市民体育祭は競技性が高い種目が多いので、レクリエーション性が高い種目を増やしたらどうか、また、マンネリ化しているので種目の見直しをしてはどうか、といった具体的なご意見もいただいております。スポーツ指導者の育成やレベルアップを図っていく必要があるのではないかと、また、スポーツ団体の会員増を図るために体験や教室を計画・実践したい、といったことがあげられています。市に対しては、人材育成に必要な経費の負担をしていただけたらといったような意見があげられております。

25 ページからは歴史・文化についてとなっております。岩倉市は山車があり、山車まつりを伝承していくうえで、世話役や参加する大人、子どもが不足している。役員の入替えも後継者がなく苦しい状況であるといった課題があげられております。

27 ページの図書館については取りまとめが間に合いませんでしたのでこちらは白紙となっております。

要点をまとめて説明させていただきました。また、詳しくはそれぞれご覧いただきたいと思っております。資料2の説明は以上です。

続きまして、資料3の説明をさせていただきます。岩倉市教育振興基本計画の骨子案となっておりますのでご覧ください。

第1章は計画の基本事項となっております。計画策定の趣旨と背景としましては、教育基本法の改正がありまして、国・県の計画の策定



を受けて岩倉市の教育振興基本計画を策定する運びとなりました。

次に計画の性格というところで、計画の位置づけ、また、岩倉市教育大綱との関係を示しております。計画の期間ですが、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間としております。ただし、必要に応じて中間見直しを行うことを示しております。

第 2 章は、岩倉市の教育・生涯学習等を取り巻く状況についてですが、全国的な動向、岩倉市の状況やアンケート調査の結果など現状と課題をまとめましてこちらに掲載する予定です。

第 3 章はめざす姿になっており、教育・生涯学習の基本理念を掲載いたします。1 の基本理念ですが、これを検討するにあたって、まずはきっかけとなるようなキーワードを提示しまして、委員の方々から意見をいただきました。その結果、キーワードにはございませんが、岩倉市の教育プランに掲げております「子どもは未来のまちづくり人」といった言葉にある、「まちづくり人」という言葉に岩倉の独自感があるのではないかと、また、子どもに限定したものではなくもっと広く捉えたものとして使えるのではないかと、という意見をいただきました。こちらは次回の会議で固めていきたいと考えております。

2 の基本方針には案としまして 5 つの基本方針をあげさせていただきました。これはすべての基本目標と共通したものとなっております。基本方針の 1 としましては、一人ひとりの学ぶ意欲を大切にする。2 としましては、豊かな人間性を育む。3 としましては、教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる。4 としましては、生涯を通じた「学び」を支える。5 としましては、自らの「学び」を地域や社会に役立てる、といった 5 つの方針をあげさせていただきました。

6 ページの 3 の基本目標についてですが、分野別になっておりますがこれも目標に沿って施策や事業を展開していくことになっていきます。ご意見としましては、一番下にございます「一市民スポーツ」といった言葉がありますけれども、これは言葉として以前から言われているので古く感じるといった意見をいただきました。

7 ページにあります施策の体系で全体像を見ていただくのがわかりやすいのかと思います。まず、一番上に基本理念、めざすべき姿、めざす子どもの姿を掲げて、下に基本方針があつて、基本目標、具体的な到達点といった形になっております。ここにあります施策の方向

性やどのような施策や事業がぶら下がってくるかということですが、資料4でお配りしています施策体系(案)をご参考にさせていただければと思います。それぞれの施策の方向性について、既存の取組を区分別にしてどのような事業を行っているかを表にしたものです。どの事業がどの項目に入ってくるということがわかりやすくなっております。それぞれの説明は割愛させていただきますので、目を通していただければと思います。

8ページの第4章取組みの方向では、「基本目標」に沿って、施策・事業の方向性を掲載していくこととなります。具体的な施策等を検討していくにあたっては、今回実施したアンケートやヒアリング調査だけではなく、ほかの計画等で使った調査等も活用していきたいと考えております。また、数値目標についても掲載するよう検討していきます。

続いて第5章では、計画推進にあたっての体制や評価の仕組みについて記載していきます。評価についてはPDCAサイクルによる進捗管理を行っていくこととなります。

最後の資料編については、策定に関わる資料を掲載し、経過、組織や用語解説を載せていく予定をしております。

教育振興基本計画のことについてお話をさせていただいておりますが、教育に関する大綱につきましては、7ページにあります体系図にある基本理念、基本方針、基本目標といった部分がこの大綱にあたることになるのではないかと考えております。来年度の5月中旬に第3回の教育振興基本計画推進委員会を開催する予定をしております。この会議のところで計画の基本理念の確認を行う予定をしておりますので、次回の総合教育会議において、それをお示ししたいと考えております。大綱の説明については以上となります。

市長

事務局から説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

井上委員

このアンケートについて、以前にも同じような内容で実施したことはありますか。そのときの調査結果から変化してきている点があれば、教えていただきたい。

教育こども未来部長

そういった継続的な調査は実施していませんが、総合計画の中で実施している市民意向調査を5年ごとに実施しています。その中で

も教育に関するものはありますので、そこで比較はできるかと思えます。児童生徒に関しては、中学校2年生にアンケートを2年に一度、生活実態調査を実施していますので、そういったものも活用して、現状と課題を把握しながら、それに対してどういった施策を実施していくのか、課題を解決するためにどういった施策を実施するのか、今の施策の体系図の中でいう施策の方向性、そしてその中で個別に具体的に書き込んでいくという形になります。実際にはこのあと5月前に事務局のほうで検討しながら文章化して、推進委員会に案として出させていただいて、また、ご意見いただいた上で、学校教育と生涯学習の分野別の部会に分かれて検討していただき、計画の文としていくという形になると考えています。そして、最終的に基本目標のところまでを施策の大綱にあてる形になると考えています。

井上委員

今思ったのは、国のほうとしては、いじめとかそういう問題があって、この総合教育会議ができたんですね。資料1の9ページのグラフにあるように、あまり変わっていないかもしれないけれども、関心があることは教育の内容が中心で、いじめ等に対する関心は3～4割となっていて、もう少し、いじめに関心を持ってほしいと感じます。数年前の調査と比べると、そのころのほうをもっといじめに関心は低かったのかなと思います。

教育こども未来部長

いじめに関しては、このあと基本方針という形でお話させていただきますし、そういったところも含めながら計画の書き方を検討していくことになると思います。たとえば、子どもが学校に求めるということに関して言うと、保護者と市民の方では違う。保護者は学力に関心があり、市民の方はいじめに関心がある。それは、マスコミ報道がそうした部分で社会の中で取り上げ方が違ってきます。よくあるのは重大な事件があったりすると、その後のアンケート調査では安全というところに関心が、いきがちです。そのようなところも考慮しながら、計画の中身を検討していかなければならないと考えています。最初に話がありましたけれども、こういった市民アンケートを実施すると回答の年齢層が高くなるというところで、30代、40代といったところは、忙しいので回答してもらえないというところがあるかと思っています。この中では分析まではしませんが、もうひ

とつ年代別クロス集計を持っていますので、年代によっても、回答の仕方は異なっているかと思います。たとえば、学校に関わる部分でどういうことができますかと聞くと、若い世代はなかなかできない、当然仕事で時間がないとなりますが、60歳代になると時間があるのでできるとなります。これは若い世代だと、いろんな指導ですとか、もっと子ども自身に関わっていきたいとなりますが、年齢層が上の方だと見守りという形になりますので、そういったところを考慮して集計しながら、進めていく必要があると考えます。

市長 他にございませんか。

熊沢委員 図書館の利用は数値が低いですが、これについて、どう捉えていますか。

教育こども未来部長 現実的にみると、利用者数は少し減っていますが、実際に図書館に行かれる方というのは、頻繁に利用しているというところもあると思いますけれども、利用しない方は、全く利用されない場合が多いため、割合を出してしまえば、数値が低くなってしまいます。

市長 公立図書館がどうあるべきか、ということが盛り上がっており、小牧市でも議論が過熱していますが、自分はひとつの方策だと思います。図書館に行く人を今のまま限定するのなら、これ以上増やす方法というのはなかなかないと思います。ところが、コーヒー飲みながら、ちょっと行こうかとなったり、TSUTAYAに行く人も含めることになると民間のところにアイデアを求めて、どのように運用するか、しかもそれで公共施策として正しいということを確保しながら新しいアイデアを出すということは、自分としてはいいことだと思います。それで一度も行ったことがない人が行くことに繋がるのはいいことだと思います。岐阜市が図書館にスターバックスを導入したのですが、スターバックスのほうでコーヒーを飲みながら本を読むことができるということをはじめたということで、今までの図書館、あるいは図書館に来る人に限定していると、今回の調査でもあったように3分の1の市民しか関係ないというような話になってしまうので、いろんなイベントを実施したり、何か自由なものを実施して、一度も行ったことのない人が行ってみようとなるような運営の仕方も必要かと思います。将来、図書館をどうしていこうという時には、そういった取組も研究しなければいけないのかなと思います。全体

的なことの感想を言いますと、世の中でいろんなことがおかしくな  
いかなということはバランスの問題だと思えます。ひとつのことで  
何かが決まるということはなかなかないので、いろいろなことのバ  
ランスがおかしくなってくると、問題が出てきたり、変な方向に行  
ったりする。たとえば、今子どもたちの環境というのは、物質的に  
は豊かになってきています。そうなってくると子ども自身の我慢、  
忍耐力という部分がなくなってきた。我々のときだとなかなか  
買ってもらえない状況で、買ってもらうまで半年ぐらい待つなんて  
当たり前の状況だったと思えますが、今の子どもは我慢ができない  
ということもあるし、親のほうも親のほうで結構だらしがないとい  
うか、昔の人が立派だったかというとも必ずしもそうではないけれど、  
あまり手をかけずに背中を見るというか、親が夜中まで働いてるな、  
とかそのくらいのことですけれども自然とそういう環境になってい  
たと思えます。教育長とよく話しているのは、親を教育しなければ  
ならないのではないかというか、そういうものに力を入れていかな  
ければいけないなと感じています。その辺からいかないと、子ども  
だけに目を向けていてもだめではないかと思えます。全体的なバラ  
ンスを考えなければならぬと思えます。計画の体系の中で、もう  
少しここに力を入れようとか、そういうことをこの骨子の中でチ  
ェックしながら決めていくといいかなと思えます。

他にご意見ございませんか。ないようですので、総合的な施策の大  
綱については、ここで一旦終わりにしたいと思えます。それでは、い  
じめ防止基本方針について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

資料5をご覧ください。岩倉市いじめ防止基本方針をお配りして  
おります。この素案につきましては、国や県の方針をベースにして、  
事務局のほうで検討を重ねたものです。まず、1月の定例教育委員  
会でお示ししまして、教育委員の方々にも見ていただきまして、ご  
意見をいただいたところです。また、ご意見いただいた点を反映さ  
せたものが今回お配りした素案になります。それでは、簡単に説明  
をさせていただきます。

1 ページに、はじめに、ということでこの基本方針の策定にあたっ  
ての経緯が記載してあります。岩倉市には子ども条例がございます。  
こちらのほうの言葉も引用しながら、作成しました。「すべての子ど

もは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。」といった子ども条例の前文を載せさせていただきまして、子どもが持つ権利を書きながら、岩倉市の子どもたちに対する思いを書いております。ただ、全国的に見れば、といったところで現在の事件等々というところで、方針を作らなければいけないという背景を書いています。岩倉市ではいじめはないとは、言うてはおりません。どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であると考えております。だからこそ、どんないじめも見逃さないといった共通認識に立って、日ごろから子どもたちの理解に努めていくようにしていくということを書かせていただいております。こういったことで、この後のいじめの未然防止や早期発見に対する対応などへの項目ごとの取組を記載させていただいております。

2 ページには、まず最初にいじめの防止等に関する基本的な考え方を記載してあります。いじめはどういったものか、いじめはどの学校でも起こりうる問題、どの児童生徒も対象になる可能性があるということ、安心安全な学校生活を送るためにそういった学校づくりが必要であるということと、そういった取組に努めるということが記載してあります。その下にいじめの定義があり、これは国や県が言っているいじめの定義となっております。こういったものをいじめとして捉えるといったことで、3 ページにあります具体的ないじめの対応については、国のいじめの方針に記載のあるものを書いたほうがわかりやすいだろうということで、記載しました。

3 番目の関係者の責務というところでは、教育委員の方々からご意見をいただきました。具体的に、積極的に書いたほうが、また、市や学校、教育委員会だけでなく、保護者や地域も盛り込んだほうがいいのではないかと、というご意見をいただきましたので、そういったところも付け加えて記載しております。まず、関係者の責務といったところで、いじめの未然防止はいじめが起きてから「どうしよう。」と言い出すのではなく、いじめが起きる前の対応、まずここからだというところで、いじめの未然防止のところのボリュームを増やしております。教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。学校は、児童生徒

と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有し、「いじめは決して許されない。」との理解を促すよう努めます。いじめの背景には、いじめる側の不安、いじめられる側にだけ目を向けるのではなく、いじめる側にも配慮をするということが必要です。また、自己肯定感や役立ち感を子どもたちに感じてもらわなければならないということが記載されております。更に、道徳教育や体験活動等の充実を図り、コミュニケーション能力の向上を図り、よりよい人間関係をつくる力を育てることが大切であるということが記載してあります。また、岩倉市の子ども条例には岩倉市子どもの権利を考える週間があり、そこで必ず市内の小中学校は子どもの権利に関する授業を行うということになっておりますので、そういったところもいじめに関わってくるというところで記載させていただいております。今年度初めて開催した子ども人権会議の開催や子どもたちを主体とした人権尊重の取組の充実を図りますということを記載してあります。学校や市だけではなくて、保護者側のことも書いてあり、子どもの教育について第一義的責任を有するものは保護者であるので、日ごろから一番近くにいる保護者が子どもと接する中で会話をしたりして、思いやりを育て、規範意識の醸成に努めることが求められているということを記載してあります。地域では連携をとって、全体で見守っていくといったようなことを記載してあります。

次に、いじめの早期発見について記載しています。もし、いじめが起きたら、事が大きくなる前に早く見つけて、早く対応するということを記載してあります。学校には様々な立場の方がおりまして、県から派遣されているスクールカウンセラーや市が配置している子どもと親の相談員などがいますので、児童生徒や保護者がいつでも相談しやすい環境の充実を図ります。また、適応指導教室「おおくす」には、教育相談員と臨床心理士をカウンセラーとして配置しておりますので、そういった対応をできるように努めることとしております。学校は教職員が共通理解をもって適切に対応できるように指導力の向上に努める。また、学校では定期的にアンケートを実施したり、教育相談を実施して、児童生徒が相談しやすい環境づくりをして、早期発見に努める。家庭の様子を吸い上げる必要があるというところで、学校は保護者を通じて家庭での子どもの様子を把

握することに努めるという項目もあげております。また、家庭におけるネットモラルの指導やルール作りを行うことで、子どもがいじめの加害者や被害者にならないよう努めることが求められるということもあげています。また、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は子どもを守るため、またはいじめをさせないための措置を、学校、関係機関等と連携して行うことが求められるということを保護者に対する項目としてあげさせていただきました。地域においては、見守っていただいて、いじめの疑いがあるとわかった場合は積極的に情報を提供していただくということを、地域に向けた項目としてあげております。この後の項目は、いじめが起きた場合に適切な対応をするということ、解決して終わりではなくて継続的に見守ることが大切であるということ、再発防止に努める必要があることをあげております。当然、個人、教職員が一人で抱え込むのではなくて、組織で迅速及び適切に対応することが書かれております。保護者においては市や学校の取組に対して、必要な協力を行うことが求められるということもあげております。

続いて、4の岩倉市としての取組です。まず、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会を設置するということが、これはいじめの防止に関する関係機関の連携を図ることを目的に、学校、教育委員会、一宮児童相談センター、江南警察署、臨床心理士等を構成員とした組織を設置することになります。こちらは法律に基づいたものとなっております。連絡協議会においてはいじめ防止等に関する取組がこの方針に基づいて、実効的に行われているかを点検し、いじめ防止に関する対策の充実を図るものとなっております。また、法律の規定に基づいて学校におけるいじめの防止等の対策が効果的に行われる教育委員会の附属機関として、「岩倉市いじめ問題対策委員会」を設置します。この対策委員会では法律第28条第1項に規定しました重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合、当該調査を担当する機関となっております。法律、医療、教育、心理や福祉等に関する専門的知識や経験を有する者であって、当該調査事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者等で構成し、公平性・中立性を確保する組織となっております。主な取組としては、広報・啓発活動となっており、「いじめをし



ない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すために活動を行います。また、教職員の資質の向上を図ります。教育委員会はいじめの防止等のための対策が専門的知識や高い観察力、洞察力に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。また、最近ではいじめといっても暴力等によるものだけでなくインターネット等を介したいじめも増えてきておりますので、こういったサイトにおける誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導や情報モラル教育の充実に努めます。学校としての取組として、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であるということは重ね重ね言っておりますが、市内の小中学校で既に策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

次に重大事態への対処ということで、重大事態が起こった際にどういった対応をするかということに記載しております。まず、学校は教育委員会を通して市長へ、重大事態発生について報告をするということになっております。教育委員会は学校からその報告を受けた場合、その事案について法第 28 条第 1 項に基づく調査を行う主体や調査組織について判断します。その判断の結果、学校が主体として調査を行う場合は、校内にあります法第 22 条の規定に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として調査や対応を行います。その場合、教育委員会は学校の調査及び対応を指導・助言するという立場になります。教育委員会が主体となって調査を行う場合は、この対策委員会が調査を行うこととなります。この調査は、事実関係を明確にするための調査であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではありません。学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同じような事態の発生防止を図るものとなっております。学校や教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、事実関係やその他必要な情報提供を適切に行います。学校が主体となって

調査を行った場合、調査の結果について、学校は教育委員会へ報告します。教育委員会は、学校から受けた調査の結果を市長へ報告します。教育委員会が主体となって調査を行った場合、調査の結果について、教育委員会は市長へ報告します。

次に市長による再調査及び措置というところで、市長は法第 28 条第 1 項の規定により学校や教育委員会が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めた場合は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、専門的な知識や経験を持つ第三者等の参加による附属機関により調査の結果について調査を行うこととします。再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は法第 30 条第 3 項の規定に基づき、その調査の結果を議会に報告するという事になっております。いじめの定義から取り扱い、重大事態が起きた場合の対処や報告、調査などをこの素案に書かさせていただいております。

基本方針素案についての事務局からの報告は以上です。予定としましては、平成 28 年 3 月にパブリックコメントを実施したいと考えております。そして、並行して附属機関の設置に係る調整等を図りまして、次回の総合教育会議において、このパブリックコメントを受けて反映させた方針案を協議のうえ決定をして、平成 28 年 9 月には設置条例を議会に上程するというスケジュールで考えております。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

市長

説明が終わりましたので、何かご質問等ございましたらお願いします。

井上委員

小学生に関しては、ある程度、市民が中心になってやっていくということになっていますが、学校現場だと責任が学校にいつてしまうということがあると思います。前回の定例教育委員会で提示されたいじめ防止基本方針の素案ですが、学校や、教育委員会が中心でやっていくというような流れだったんですが、もうちょっと家庭や地域がやらないとこういうことをやるのは難しく、学校だけに責任転嫁するのはよくないだろうという声があがりました。それで内容が少し変わりました。どうしても学校の問題は学校の責任だという感覚がすごく強いと思います。そうではなくて、みんなでやらない

と学校だけでやると限界があるだろうと思います。重大事態が起こった際には行政側が中心にやるというところで、それまでには地域と家庭が一番中心にならないと難しいのではないかとこのところを入れてもらったのが今回の素案だと思います。

市長

他にございますか。

松本委員

質問ですが、4ページのいじめの早期発見のところで、学校は保護者を通じて家庭での様子を把握することに努めますとあります。先生方は個人面談や家庭訪問等を通じて保護者から家庭での様子を今までも把握してきたと思うのですが、それよりもさらに子どもの様子がわかるように新たにアンケートをとったり、保護者に話を聞く機会を増やしたりとか、もっと増やしていくことに繋がっていくのでしょうか。そういったことが各学校にやり方のところはお任せすることになるのでしょうか。

教育子ども未来部長

この基本方針は岩倉市全体としての話であって、国はもともと法律の中で基本方針を定めなさいという義務があって、学校も義務があるということで、市は努力義務になっております。基本的に学校では作ってあるというところで、ここでは、あまり個別には書きません。ただ、今の話で学校の中で必要であれば、ここに書くことによって、学校は保護者に対して、そうしたいじめのことについての保護者の意識ができれば、それに対する対応はしていけると思います。それが回数を増やすのか、あるいはアンケートをやるのかというところは学校の判断にもよると思います。市としても全体的な方針としてこういったものを持っていますよ、ということを示して学校それぞれの取組を見直し、場合によっては直さなければいけないかもしれませんけれども、そういうこともあり得ます。本来であれば市が最初に作って、学校がやるというのが順番なんだろうが、先程申し上げた義務と努力義務という話で順番が逆になってしまったので、もう一度その辺のところは学校にも話をして、必要なところは加筆修正していかなければならないと思います。

松本委員

学校によってはこれを基にもう一度作り直したり、手を入れることもあるということでしょうか。

教育子ども未来部長

加筆修正はすることがあると思います。基本的にそう大きく変わるということはないかとは思いますが。

教育長

松本委員が心配されることについては当然というとな変な言い方なのですが、実態調査やアンケートをとって、さらに必要であれば学校はやりますし、学校から報告が教育委員会にきますし、その報告の中で不適切だと思えばこちらから指示をしてやるようなこともできます。

松本委員

保護者との会話が一番の基になると思うので、そういったところが増えるといいと思います。

教育こども未来部長

そういった意味では、先日の教育委員会の中でも話が出ましたので、これをひとつの方針として明示することによって、学校としても意識はできるだろうなと思っております。

丹羽委員

ここで発言するのは、少し話はずれるかもしれませんが、先程おっしゃっていた、大人を育てなければならない、親を育てなければならない、というのはとても難しいことだと思います。一体どういう方法、どういうことを行ったら、問題のある親が変わるのだろうかというところを先程から考えていますがあまり思い浮かばないといったところで、問題のある家庭で親が変わらないのなら、せめて地域で見守ろうかという方向になってしまうと思いますが、学校もそれはすごく悩んでいると思います。何をやっても問題のある親は出てこない、となるとその家庭はそのままになってしまっているの、そのあたりが基でいじめが行われるかもしれないので、その辺をどういうことをしたら親が変わるのだろうかということは難しいですけれども、その手立てを考えていかなければいけないのかなと思います。

市長

やらなければ進まないということがあると思います。人間が変わるということは気付きだと思います。気付かないから変わらないのであって、気付くことができる変わってくると思います。そういうことを少しでも何かできないのかなということを考えています。人を思いやるとか、人を人として認めるとかそういう気持ち、どうしても自分中心で個人主義的な傾向が強いので、自分だけが楽しければいいとか、自分だけがおもしろければいいというようなことが、相手が傷つこうが自分が面白ければ関係ないというような話は根本にあるのではないかと思います。ひとつの例で言うと、人権教育ですが、岩倉市では県からの委託を受けて事業を実施しました。自分

としては、これはいいと思ひまして、人権教育のことなら予算でどんどん要求して欲しいということで、今は県の委託を受けられなくても市の単独事業で考えようということを考えています。100人のうち何人かはわかりませんが、そういうことを気付いてもらうということを何回も何回もやっていかないとだめだと思ひます。親も同じことが言えて、いろんな可能性を求めてやり続けていくしかないのではないかと思ひます。そういう心の気付きなどを求めないと、根本的にはいじめというのとはなくなると思ひます。自分が中学生の頃はあまり陰湿なことはなかったような気がします。明るかったというか、僕もいじめやからかいというのとはあったと思ひますし、特にきれいな女の子にはちょっかいをかけて、親に呼ばれて怒られるようなこともありましたし、笑って終わりというか怒られて終わりとか、そんなようなことで済んでいた気がします。今は陰でわからないところでやったりするっていうことはおかしくなっているのかなと思ひます。根本的には、そこまでやってはいけないだろう、というようなことを思ひます。それと、上級生にもいじめられたり殴られたりしましたので、そこまではやりたくないと思ひますし、歯止めのようなものはあった気がします。

熊沢委員

今で言ういじめは昔からありますが、20年ぐらい前にわらべ歌調査をしたことがあります。わらべ歌を集めて全部で10種類に分類したのですが、一番目に表示するのが動作歌で、動作を伴わないで言葉が一番多いのが悪口歌でした。だから、市長さんがおっしゃったようにメロディーにのっけるぐらいだから遊びの範疇ですんでいたと思ひます。今はそれがありませんので、そういった背景が違うのかなと思ひます。

丹羽委員

先程の調査の結果を見ていて思うところは、以前、中学校の地域懇談会に行ったときに、今の子は友達を信じられなくて、いつ裏切られかわからない、ネットでいきなり悪口を書かれることもあるので、一番信用できるのは親しかいないということを知りました。今の時代はそういうふうなのかと思ひたら、中学校の子はまだ友達が相談相手になっているのを聞いて安心したのですが、友達同士のつながりや子どもたちの心のレベルを上げることで相談にのったりした時に、いやそんなことは言っていないよ、そんなの関係ない

よ、とかそういうところで歯止めをきかせてくれたらいいなと思います。少し安心しました。

教育長

今の丹羽委員の話を補足しますと、岩倉の児童生徒はここ数年の間を見ていると他市町に比べると育っているなと感じています。たとえば、親に相談できたり、友達に相談できるというところの数値は高いと思います。青少年の関係の調査でもかなり高い数値が出ています。こういったところはとても嬉しく思うというのがベースにあって、先程質問のあった親への教育というところでは、個人的な見解ですが7割が理解してくれたらいいかなと思っています。あとの3割の親をどうしていくか、というところでそのうちの2割ぐらいは学校で子どもの心を育てるしかないと思います。親がだめだからとは言えませんが、子ども自身にしっかりしないと自分の人生がだめになるからしっかりやっつけていこう、というしつけの部分で2割ぐらいは救っていけると思います。残りの1割をどうするかというと、最後は地域の人たちが見守って、保護していくしかないのかなと思います。先程、市長もおっしゃっていたように、7割の教育活動で親が理解できるようになるというところで、あとの2割は感性を育てたり、人権の部分とか心を育てる部分でカバーをしていくというふうにはここ数年は取り組んで、残りの1割は地域社会をつくっていくための地域づくり、地域福祉の部分になっていくかなと思います。そうしていけば、理論上は10割カバーできるということを考えています。ですから、このいじめ防止対策基本方針にしても、あるいは教育振興基本計画にしても、スポーツ関係、文化関係にしても、全部それを含めた形であとの1割をフォローできるように自分たちは意識してやっつけていかなければならないと思っています。

丹羽委員

スポーツ関係の話になると、イベントにそれこそ外国籍の方など全然参加してこないような人たちをどうやって取り込んでいくか、同じ岩倉の住民なのに全く参加の機会がないというのは働く体制に問題があるのかもしれませんが、そういう人たちについてはスポーツ推進委員としてちょっとでもつながりを持つよう努力をしようと思っています。

井上委員

フットサルはやっていないのでしょうか。

丹羽委員

フットサルをやっているのは聞いたことがありません。

井上委員

フットサルなら結構やってる、好きな子たちはよくやるのかなと思います。団地近くでやってるといふのを聞いたことがあります。フットサルをやる場所が欲しいとかそういうことにつながっていくと思います。

たとえば、いじめ防止基本方針が出来上がったところで、前からある子ども条例があると思いますが、学校とかPTAの関係だったらこういうの出来たって言えばわかると思いますが一般市民の人にどのように周知できるかということが大きいと思います。たぶん、一般市民の人に学校が一生懸命やるって言ったって仕方ないかと思いますが、子ども条例にしてもこのいじめ防止基本方針にしても、やっぱり市民と地域と家庭ががんばらないといけないということを周知しなければいけないと思いますし、それを周知できるのが市長しかないのかなと思います。そういうところを重点的に話さないで、学校がやるなんて言っても当然のことで、みんな一生懸命がんばることはわかっていると思います。市民、地域がやらなければいけないということを、訴えていけるのは教育委員会ではなく、市長だと思います。子ども条例でもあまり市民の人は知らないのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

教育こども未来部長 子ども条例の認知度はあまり高くないかもしれませんが、制定してから少し経ってはいましたが、平成24年度にワークショップをやりながら行動計画を策定しました。ここ2年ぐらいは中学校の職場体験で市役所に来る生徒たちがいるので、その子たちに子ども条例の記事を書いてもらったりして、11月の広報紙でPRをしたりしています。そういった地道な活動を積み重ねていくということと、先程申しましたように学校でも11月の子どもの権利を考える週間に授業を実施していただいていますので、そうしたところで子どもたちの認知度は高いのではないかと思います。大人の認知度となると話は別で、それは地域の話になっていくと思います。地域に子どもの権利を考えてもらうというのはどういうふうに伝えるのかといったところで非常に難しいと思いますが、子どもたちがもっと表に出てこなければいけないのかなと思います。そうすると、子どもたちの参加や居場所づくりというところに繋がっていくのではないかと思います。それが今の話で、広報紙の記事を作ってもらったり、居場所

づくりをしていくことで子どもたちがもっと大人の目につくようなところに出てくるようなことも考えないと、子どもたちに地域や大人たちが気付かないのかなと思います。そういった場をつくっていくのも一つの方策なのかと思います。地域においては今のよう残り1割の人たちというのは福祉の面が強くなってくると思いますので、そうした部分との連携を強くしていく必要があると思います。

市長

今、居場所づくりという話がありましたが、児童館は今まで学童保育が主になっていましたが、それを今度南小と東小の空き教室で実施するようになります。また、第四児童館が空くようになるので、そこを子どもたちの健全育成あるいは地域との接点、そういった拠点づくりという方向に向かうことで、地域の人も運営に絡んでもらったり、そういうようなことを模索していきたいと思います。そういった部分を試験的にやりながら、地域との接点がどこかにないと、地域と連携してといっても具体的な接点がないので、そういったところを考えていかなければならないと思います。

人間が発明したもので最悪なものはまず貨幣だと思います。これを発明したばかり何十万円で強盗したり、殺人事件が起きたり、お金が足りないと言って自殺したりとか、人間がお金を発明していなかったらそんなことは絶対ないだろうと思います。

それから車もいけないと思います。毎年5,000人ぐらい自動車事故で亡くなっているから、これは殺人マシンだと思います。よくいろんなことを規制しなければいけないという人たちがいますが、それなら車のほうがいけないと言いたいです。注意力の欠如によるブレーキやハンドル操作ミスで人を殺してしまうようなものを放っておいてはいけないだろうと思います。

今、子どもたちで一番問題なのはスマホだと思います。文字の世界というのは一番危ないと思います。リアルに声を出して話し合うとか全く異次元なものだということに気付いて欲しいです。子どもの作文だとか、何かそういうものに触れてもらうとかしながら、そんな血の通わない人の詮索をするような文字の裏からなにかを探すとかなんなことに子どもたちのエネルギーを使って欲しくないと思います。先ほど申しました気付きという点で、子どもたちが自然に気付くようなことを出していかないとなかなかはまり込んだ世界



からは抜け出せないかと思っています。

井上委員

学校も今一番大変で注意をしてやっていると思います。親もどう  
いう使い方をしているか知らない人も多いので、そういった対策と  
いうか研修をやっていると思います。

教育長

最近になってきて、かなり危ないということで、そういったと  
ころは重点的に取り組んでおります。

市長

こういうことで極端に流れていってしまうというのは、心理学的  
にはこうなんだよ、とかそういうことを教えていかないと、スマホ  
の画面の中にもものすごい価値を見出してるのではないかと思  
います。非常に多くの時間を費やして、時間を無駄にしていると思  
います。文明の利器はいいところもありますが、その弊害がものす  
ごくあると思います。プラスチックでいうと、一番最初にできた  
のはポリエチレンで、HとCしかつながっていないのですが、あ  
れはロウと構造が一緒で、ポリエチレンは安定しているがそれ  
からいろいろ出てきたプラスチックというのは、いろんなものを  
組み合わせているのでいろんな弊害が出てきています。いろん  
なものが高度になると人間にとってはよくないものが弊害とし  
て出てくるかなと思います。

それではいじめ防止基本方針については、ここまでにしてとい  
うことにします。

それでは、その他についてなにか事務局からありますか。

事務局

事務局からは特に用意しておりません。

市長

特にないようなので、本日の会議はここまでといたします。